

+++
++
++++
++
+

川田市長と まちかどタウンミーティング 開催

テーマは「まちづくり」

市民の皆さんと「ともに考え、ともに実現するまちづくり」を目指すため、8月から市長自ら市内各地に出向き、市の施策を説明する機会を設けるとともに、市民の皆さんの声を直接伺うタウンミーティング（対話集会）を開催します。
※参加するためには、事前の申し込みが必要です。

■8月の開催日時・場所等

開催日	時間	場所	定員
8月19日(月)	午前10時～11時	男山公民館	25人
8月21日(水)	午後2時～3時	山柴公民館	25人

※先着順で受付し、定員に達し次第、受付終了。



川田翔子市長

■対象者 市内在住・在勤・在学の人

■申込方法（原則、オンライン申請）

8月5日(月)午前9時から受付を開始します。参加希望の人は、申し込みフォーム（右記のQRコードを読み込んでください）から申請してください。

※インターネットからの申し込みが困難な人は、秘書広報課(☎983-3893)までご連絡ください。



■注意事項

※タウンミーティングは市政についての建設的な意見交換の場です。単なる相談や要望、誹謗中傷あるいは政治・宗教活動、営利目的の

意見はお断りします。

※当日は写真や動画を撮影し、広報紙や市ホームページ等で使用場合があります。また、報道機関等の取材が入る場合があります。

対話による
まちづくりへの一歩

日差しは強く、連日焼けつくような暑さが続いております。日中のお出かけは、くれぐれもお身体に気を付けていただきたいと思います。

さて、今月からは、私が直接地域へ伺って皆様と意見交換をする「タウンミーティング」を開始します。対話によるまちづくりを実現するために、皆様からお声を聴く機会を最大限増やしたいと思っております。

話ができるように、私から市政の状況や関連する施策についてご説明させていただいたうえで、皆様と意見交換をさせていただけたらと思っております。今後、テーマも増やしていく予定ですが、今回は「まちづくり」としました。お住まいのまちの利便性や地域活動、または考える将来の姿について、お聞かせください。

今年度は概ね、小学校区を一巡できたかと考えています。ご都合のよいお日取り、場所のときにお申し込みください。皆様とお会いできるのを楽しみにしております。どうぞよろしくお願い致します。

※駐車場の台数に限りがあるため、お越しの際は徒歩や公共交通機関をご利用ください。
※今後の日程等は決まり次第、広報やわた等でお知らせします。

☎秘書広報課 (☎983-3893)

高校生年代の子育て支援医療費受給者証を交付

子育て支援医療費支給制度（市制度）について、9月から通院時の医療費助成を高校生年代（※1）まで拡充します。
※1＝就学・就労問わず、平成18年4月2日～平成21年4月1日生まれの人。

高校生年代に受給者証を交付

8月中旬に高校生年代が入院と通院時に使用できる子育て支援医療費受給者証（右の画像）を郵送しますので、**9月1日から**はこの受給者証を使用してください。

有効期限は、18歳に達する日以後、最初の3月31日までです。

⑤	京都子育て支援医療費受給者証
入院・入院外	未定有効
負担番号	45 26 111 2
市町村コード	81
交付地域	京都府八幡市八幡園内75番地
交付者	八幡 太郎
有効期間	令和6年 9月1日 から 令和 年 3月31日 まで
発行機関名 及び印	京都府 八幡市 市長
交付年月日	令和6年 月 日

■受給者証の使用方法

①京都府内で受診する場合

保険証と受給者証を提示すると、窓口での自己負担が200円となります。

②京都府外で受診する場合

受給者証は使用できません。医療機関等の窓口で保険負担分を支払った後、家庭支援課で償還払いの手続きが必要です。

■令和6年4月～8月診療分の償還払いについて

9月から償還払いの申請を受け付け

します。下記の必要書類をすべて持って、家庭支援課までお越しください。
※書類がそろわないと、申請が出来ない場合がありますので、ご注意ください。

- ・領収書の**原本**
- ・振込先口座（原則、保護者の口座に限る）
- ・令和6年8月中旬に届いた受給者証
- ・お子さんの**健康保険証**

※整骨院や、あんま・はり・鍼灸・マッサージ等は、申請時にレセプト(写し)、または施術証明書の添付が必要です。

■償還払いの受付について

償還払いの窓口について、大変混雑する恐れがあります。時間に余裕を持ってお越しください。

☎家庭支援課 (☎983-1112)

ネーミングライツパートナーを募集

募集期間 9月27日(金)まで

持続可能な行財政運営に向けた自主財源確保の取組として、市有施設を有効に活用し、新たな歳入の確保と施設のサービスの維持・向上を図ることを目的として、右の3施設の命名権者（ネーミングライツパートナー）を募集しています。

■ネーミングライツとは？

法人格を有する事業者が、市の保有する施設に企業名や商品名等を冠した愛称を命名することができる権利です。

※募集要項等詳しくは市ホームページをご覧ください（上記のQRコードからアクセス可）。



子ども・子育て支援センター
「すくすくの杜」



美濃山高区配水場



生涯学習センター



効果的にPR

- ・施設看板等への愛称の表示
- ・市ホームページや印刷物での使用

地域に貢献

- ・ネーミングライツ料は、施設のサービスの維持・向上に活用されます

☎政策企画課 (☎983-1014)